

「鹿児島地域活性化イベント等支援事業」 募 集 要 項

1 趣 旨

鹿児島地域振興局管内（鹿児島市，日置市，いちき串木野市，三島村，十島村。以下「鹿児島地域」という。）の活性化や交流人口の確保，集落機能の維持のため，地域の団体等が実施するイベント等に対して経費の一部補助を行います。

2 対象となる事業

補助の対象となる事業は，地域活性化や交流人口の確保，集落機能の維持のために鹿児島地域で実施される事業で，団体が新たに実施するもの又は既存の事業を発展的に向上・拡充するもので，次のような内容とします。

ただし，同一年度において，県の他の事業の補助等に応募していないこと及び交付決定以前に着手していない事業であることが条件です。

- (1) 鹿児島地域が持つ魅力を広く情報発信する事業であること。
- (2) 地域が自主的に取り組むことにより，その地域の活性化や共生・協働の促進が期待できる事業であること。
- (3) 観光客等が体験・参加ができる交流型のイベント等であること。
- (4) 今後の鹿児島地域の地域振興に期待が持てる事業であること。

3 応募できる団体

県内の観光協会，ボランティア団体，NPO法人，通り会等の団体（法人格の有無は問いません。）で，次の要件に該当することが必要です。

- (1) 県内に主たる事務所又は活動の拠点を有する団体であること。
- (2) 一定の規約を有し，かつ，代表者が明らかであること。
- (3) 明確な会計経理を実施していること又は実施できると認められること。
- (4) NPO法人にあつては，特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第29条に定める事業報告書等を所管庁に提出していること。
- (5) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 宗教活動や政治活動を目的とする団体

イ 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦・支持・反対することを目的とする団体

ウ 暴力団

エ 役員等が，暴力団員等であると認められる法人等

オ 暴力団又は暴力団員等がその経営に実質的に関与している法人等

カ 役員等が，自己，自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって，暴力団又は暴力団員等を利用している法人等

キ 役員等が，暴力団又は暴力団員等に対して，いかなる名義をもってするかを問わず，金銭，物品その他の財産上の利益を不当に提供し，又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し，又は関与している法人等

ク 役員等が，暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有してい

る法人等

ケ 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人等

上記(5)のウからケに掲げる用語の意義は、以下に定めるところによります。

(ア) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。

(イ) 暴力団員等 鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。

(ウ) 法人等 法人その他の団体をいう。

(エ) 役員等 次に掲げる者をいう。

① 法人にあつては、非常勤を含む役員、支配人、営業所等（営業所、事務所その他これらに準じるものをいう。）を代表する者その他いかなる名称を有するものであるか問わず法人の経営を行う役職にある者又は経営を実質的に支配している者

② 法人格を有していない団体にあつては、代表者、理事その他①に掲げる者と同等の責任を有する者

4 補助金額

補助金額は、補助対象経費の2分の1以内で、30万円を上限とします。（千円未満切り捨て。）

※ 参加料の徴収や協賛金等、事業実施に伴い収入の見込みがある場合は、予めその金額を収支予算書（応募書類 別紙2）に記載してください。補助対象経費は、これらの収入を除いた額になります。

5 事業の実施期間

補助金の交付決定日（令和6年7月上旬以降）から令和7年3月31日（月）までとします。

6 対象となる経費

事業を実施するために直接必要となる経費です。（経費の詳細については、参考「助成対象となる経費一覧表」のとおり。）

※ 領収書、明細書等が明らかでないものについては経費として認められません。

※ 補助対象経費には申請者（申請団体）に支出（支弁）される人件費（報償費、賃金）は含まれません。

※ 他の事業と共通して支払いを行う経費については、使用頻度や割合に応じて按分してください。

※ 事務所の賃貸料・光熱水費等団体の経常的な管理運営経費は対象となりません。

※ 食糧費については、内部関係者の打合せの飲食費や、交流会・懇親会費用は対象となりません。（外部講師等の弁当代、外部との打合せ茶菓子等が対象となります。）

※ 補助対象となるか疑義のある場合は事前にお問い合わせください。

7 募集期間と応募方法

(1) 募集期間

令和6年5月10日（金）～ 令和6年6月7日（金）（17：00 必着）
なお、応募状況によっては、追加募集を行うことがあります。

(2) 応募方法

次の応募書類を応募先まで、郵送（信書便も可）又は持参してください。

※ ファックスや電子メールでの応募は受付いたしません。

※ 6月7日（金）を過ぎた書類は受付できませんので御注意ください。

(3) 応募書類

ア 鹿児島地域活性化イベント等支援事業企画書（別記第1号様式）

イ 事業企画書（別紙1）

ウ 収支予算書（別紙2）

エ 事業の実施体制（別紙3）

オ 団体概要（別紙4）

カ 添付書類

(7) 団体の定款・規約（A4版とします。書式は自由です。）

(イ) 団体の役員名簿（A4版とします。書式は自由です。）

アからオの様式は、県のホームページに掲載していますので御利用ください。

※ 提出していただいた書類は返却いたしませんので予め御了承ください。

(4) 応募先

鹿児島地域振興局 総務企画部 総務企画課 地域振興係
〒892-8520 鹿児島市小川町3番56号
電話 099-805-7206

8 審査・選考方法

補助金の交付対象団体は、応募書類をもとに、書類審査（応募要件や必要書類の確認等）の後、選考・決定いたします。

なお、必要に応じて、現地確認や聞き取り確認を実施いたします。

9 審査基準

選考における主な視点は次のとおりです。

- (1) 鹿児島地域が持つ魅力を広く情報発信するものであるか。
- (2) 地域が自主的に取り組むことにより、その地域の活性化や共生・協働の促進が期待できるものであるか。
- (3) 観光客等が体験・参加できる交流型のイベント等であるか。
- (4) 今後の鹿児島地域の地域振興に期待が持てるものであるか。

10 選考結果と補助金の交付

(1) 選考結果

選考結果は、応募いただいたすべての団体に対して、文書にてお知らせします。

(2) 補助金の交付申請

補助対象団体に選定された団体については、次の「補助金交付申請書類」を提出していただきます。

- ア 交付申請書
- イ 事業計画書
- ウ 収支予算書

(3) 補助金の交付

補助金は、事業完了後、団体からの実績報告を受けて精算いたします。

なお、交付決定額の2分の1以内の額で概算払により交付することができますが、最終的な補助金の額を確定する段階で補助対象額が減少した場合は補助金の一部を返還していただくことがありますので、御注意ください。

11 報告等について

対象となる事業が完了した日から起算して20日以内又は令和7年3月31日(月)のいずれか早い日に、次の書類を提出していただきます。

- (1) 実績報告書
- (2) 事業実績書
- (3) 収支精算書
- (4) 対象経費の支出を証する帳簿等（領収書等）の写し
- (5) 事業に関連する写真・資料等

12 事業のスケジュール

項目	内容
募集期間	【令和6年5月10日（金）～令和6年6月7日（金）】
審査・選考	【令和6年6月中旬】
結果通知	【令和6年6月下旬】
交付申請 交付決定	【令和6年7月上旬以降】

13 お問い合わせ先

鹿児島地域振興局 総務企画部 総務企画課 地域振興係
〒892-8520 鹿児島市小川町3番56号
電話：099-805-7206
Eメール：kago-sochi@pref.kagoshima.lg.jp